

令和 8 年度  
大島及び八丈島一般廃棄物管理型最終処分場  
水質検査委託

仕様書

東京都島嶼町村一部事務組合

## 第1章 総 則

### (適用又は準用する基準)

第1条 この仕様書は、令和8年度大島及び八丈島一般廃棄物管理型最終処分場水質検査委託（以下「この委託」という。）に適用する。

2 業務従事者の勤務については、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法等の労働関係法令を遵守しなければならない。

3 この委託の業務のうち、ダイオキシン類の測定に係る業務については、ダイオキシン類の環境測定に係る精度管理指針（平成12年11月14日環境庁発表、以下「ダイオキシン類精度管理指針」という。）を準用するものとする。

### (委託の目的)

第2条 この委託は、委託者が設置する大島一般廃棄物管理型最終処分場（以下「大島処分場」という。）及び八丈島一般廃棄物管理型最終処分場（以下「八丈島処分場」という。）において、埋立地からの浸出水による周辺の地下水への影響の有無及び浸出水処理施設の機能の状態を確認するために必要な水質検査を行うものである。

### (委託の履行場所)

第3条 この委託の業務のうち、試料の採取については、東京都大島町差木地奥山1146番地9ほかに所在する大島処分場及び東京都八丈島八丈町末吉1547番地ほかに所在する八丈島処分場において履行するものとする。

### (委託の概要)

第4条 受託者は、大島及び八丈島処分場において、委託者が設置した地下水観測用の井戸又は地下水集排水設備及び浸出水処理施設から水質検査に用いる試料を採取し、検査を行い、検査結果を委託者に報告するものとする。

### (委託の履行期間)

第5条 この委託の履行期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

### (業務日時の制限)

第6条 この委託に係る業務のうち、試料の採取については、国民の祝日に関する法律（昭和22年法律第178号）に定める休日、12月29日から同月31日までの期間、1月2日、同月3日、日曜日及び土曜日には実施しない。また、原則として午前8時30分から午後5時15分までの時間において実施するものとする。

2 受託者は、委託者又は委託者から処分場の管理業務を受託している者が業務の日時につき条件を付した場合には、その条件を遵守しなければならない。

### (業務責任者の選任要件)

第7条 この委託の契約約款第5条に定める業務責任者は、計量法（平成4年法律第51号）第122条第1項に規定する計量士の登録を受けている者（同条第2項の計量士の

区分が環境計量士（濃度関係）である者に限る。）、技術士法（昭和 32 年法律第 124 号）第 32 条第 1 項に規定する技術士登録簿に登録された者（同項に規定する技術部門が環境部門である者に限る。）又は一般社団法人日本環境測定分析協会から環境測定分析士 1 級若しくは同 2 級の資格を有すると認定され環境測定分析士登録台帳に登録されている者から選任するものとする。

- 2 業務責任者を選任した場合には、その者が環境測定分析に従事している年数、所有する資格（環境測定分析に関するもの）等を記載した書類および資格の保有を証明する書類の写しを提出するものとする。

（個人情報及び機密情報の取扱い）

第 8 条 この委託における個人情報及び機密情報の取扱いは、東京都建設局が制定する工事に伴う環境調査標準仕様書及び環境調査要領の規定を準用する。この場合において、同要領中「東京都個人情報の保護に関する条例（平成 2 年東京都条例第 113 号）」とあるのは、「東京都島嶼町村一部事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年東京都島嶼町村一部事務組合条例第 8 号）」と、「東京都サイバーセキュリティ基本指針及び東京都サイバーセキュリティ対策基準」とあるのは、「東京都島嶼町村一部事務組合情報セキュリティ基本指針及び東京都島嶼町村一部事務組合情報セキュリティ対策基準」と読み替えて、これを準用する。

（日程変更に伴う追加的旅費の負担）

第 9 条 天候不良、航空機又は船舶の欠航、立会い者との日程調整その他の理由により実施する業務の日程に変更が生じた場合に追加的に必要となった受託者の旅費は受託者が負担するものとする。

（受託者に帰責事由がある費用増加の負担）

第 10 条 この委託に係る業務が契約時より増加した場合において、その原因が受託者の責めに帰するものである場合には、その業務の増加に係る一切の費用は受託者が負担するものとする。

## 第 2 章 業 務

（業務の概要）

第 11 条 受託者は、大島及び八丈島処分場において委託者の指定する箇所から試料を採取し、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和 52 年総理府・厚生省令第 1 号、以下「基準省令」という。）」及び「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令（平成 12 年 1 月、総理府・厚生省令第 2 号）」の規定に基づく方法により検査を実施する。

2 検査は、この仕様書の別紙「採水箇所別 年間採水回数等一覧表」に従い、大島及び八丈島処分場の各採水箇所において測定項目ごとに年間指定された回数の検査を行う。

(要求される業務体制等)

第 12 条 大島及び八丈島処分場の浸出水、処理過程水、放流水及び地下水を採取でき、指定された検査項目につき水質検査を行えること。

2 計量法第 107 条第 1 項第 2 号に規定する計量証明事業登録のうち、濃度について、必要な分析施設を有し、機器及び人員を当該施設に置いていること。

3 特定計量証明事業者認定制度（MLAP）の認定を受けた MLAP 認定特定計量証明事業者であること。

4 ダイオキシン類精度管理指針に則した分析業務の管理・実施体制を有すること。

(調査業務計画書)

第 13 条 受託者は、契約締結後速やかに、次の事項を記載した業務実施計画書を提出し、承認を受けること。

(1) 組織体制図

組織の体制を明確にすること。組織体制には測定部門が測定した測定値の妥当性を評価する品質管理部門が置かれていなければならない。また、ダイオキシン類の検査業務に係る組織体制は、ダイオキシン類精度管理指針に規定されている組織に準じたものでなければならない。

(2) 作業に従事者する者の名簿（試料採取、引き取り、分析及び作業監督）

(3) 採水及び分析スケジュール

(4) 検査項目と検査方法及び報告下限値等の対応一覧表（別紙「検査方法等一覧表」参照）

(5) 緊急時の連絡体制

(再委託)

第 14 条 受託者は、この委託で測定する項目のうち委託者の事前の承認を受けたものについては、他の者に測定に係る業務を委託することができる。この場合において、委託者は当該他の者がこの委託の業務を履行するのに十分な能力を有しないと判断するときには、当該委託を認めないものとする。

2 受託者が第 1 項の規定によりこの委託の測定に係る業務を他の者に委託する場合においては、当該他の者もこの仕様書の規定を順守しなければならない。

3 受託者が第 1 項の規定により他の者に測定に係る業務を委託した場合においては、当該他の者の履行した業務についても受託者が責任を負うものとする。

(記録と保存)

第 15 条 受託者は、試料の採取から報告書の作成に至る、計算過程を含むすべての過程について、現場野帳その他の試料採取の記録及び分析その他の測定の記録を作成し、

この委託の期間の終了後少なくとも1年間は保管しなければならない。

- 2 前項の記録のうち、ダイオキシン類の検査に係るものについては、ダイオキシン類精度管理指針に準じて記録及び保管するものとする。
- 3 委託者は、必要なときはいつでも第1項及び第2項の記録の提出を求めることができる。この場合においては、受託者は、業務の履行に支障が生じない限りにおいて提出の求めに応じなければならない。

(試料の保存)

第16条 受託者は、異常値への対応その他の理由による再測定に備え、採取した試料を、濃度その他の試料の性質が変化しないよう必要な措置を施した上で採取日の翌日より3ヶ月間保管しなければならない。

(機器の管理及び校正)

第17条 受託者は、使用する機器について、適正に機能するようこれを管理し、また必要な校正を行わなければならない。また、管理及び校正を実施したときはこれを記録し、この委託の期間の終了後少なくとも1年間は保管しなければならない。

- 2 前項の記録のうち、ダイオキシン類の検査に係るものについては、ダイオキシン類精度管理指針に準じて記録及び保管するものとする。
- 3 委託者は、必要なときはいつでも第1項及び第2項の記録の提出を求めることができる。この場合においては、受託者は、業務の履行に支障が生じない限りにおいて提出の求めに応じなければならない。

(異常値への対応)

第18条 受託者は、水質検査の結果得られた値が過去の検査結果の値と比較して著しく異なる値となった場合その他検査結果に異常値が認められた場合には、直ちに委託者に通知しなければならない。

- 2 前項の場合においては、受託者は、委託者の指示に従い、原因の究明、再採取、再分析その他必要な調査又は分析を行うものとする。

(水質検査ができなかった場合の対応)

第19条 受託者は、水質検査ができないおそれがある場合又は水質検査ができなかつた場合には、直ちに委託者に通知し、委託者の指示に従って再検査その他の措置を行うものとする。

(試料の採取)

第20条 試料の採取は、実施予定日を事前に委託者に通知した上で実施し、監督員又は委託者が指定した者の立会いのもとで行うこととする。日程を変更する際は、新たな実施日を委託者との協議によって決定するものとする。

- 2 試料の採取に当たっては、委託者又は委託者から処分場の管理業務を受託している者が条件を付した場合には、その条件を遵守しなければならない。
- 3 試料の採取は、第7条第1項で定める選任要件を満たしている者がこれを行うもの

とする。

- 4 試料を採取する井戸の水位状況、天候や周辺環境の異常その他の一般的な状態での採取が行えない状況であると判断される場合には、委託者に当該状況について報告した上で、委託者の指示に従い、これを中止もしくは延期するものとする。
- 5 試料採取に当たっては、次の各号に定める事項に配慮すること。
  - (1) 周辺環境の汚染が生じないよう必要な配慮をしなければならない。
  - (2) 浸出水処理施設の設備の運転に影響を与えないよう必要な配慮をしなければならない。
- 6 試料を入れる容器は、分析値に影響を与えない材質のものを受託者が用意し、採取に際しては、ポリ塩化ビフェニル、ノルマルヘキサン抽出物質、大腸菌数、ダイオキシン類など、容器の共洗いが不適切な項目を除き、分析方法で規定されている項目については、採取した水で容器内部を充分に共洗いしてから使用するものとする。
- 7 受託者は、試料の採取箇所、採取日時、天候及び次の各号に定める項目（現場測定項目）を日本産業規格（JIS）K 0102-1 に定める方法によって測定し、記録するものとする。ただし、(4) 臭気については、採取箇所においては臭気の種類及びその程度を記録し、試料の運搬後に分析実験室等において改めて測定するものとする。
  - (1) 気温
  - (2) 水温
  - (3) 外観
  - (4) 臭気
  - (5) 透視度

#### (試料の検査)

第 21 条 試料の分析は、ダイオキシン類を除く項目については基準省令の規定に基づき環境大臣が定める方法によるものとする。ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令（平成十二年総理府・厚生省令第二号）の規定に基づき環境大臣が定める方法によるものとする。

- 2 受託者においては、分析結果に与える地理的な影響を低減させるため、試料の運搬時及び分析に供するまでの間、適切に保冷等の処置を実施しなければならない。同様の理由から、分析作業への着手においても分析施設への試料の到着から数日以内に開始することとする。

#### (分析結果の報告)

第 22 条 分析結果は、試料の採取又は引き取りの日から原則として概ね 1 ヶ月以内に報告すること。当該報告に係る水質検査の項目が計量法第 107 条に規定する計量証明の事業の対象となる場合には、計量法第 110 条の 2 に規定する証明書を添付し、水質検査の項目が同法第 107 条に規定する計量証明の事業の対象とならない場合にお

いては、分析結果報告書等を作成し結果を報告しなければならない。

- 2 報告は電子ファイル及び書面にて行うものとし、受託者において発行する計量証明書及び分析結果報告書の形式については受託後に委託者と協議の上決定する。また、受託者は検査結果の報告書の写しを作成し、大島及び八丈島処分場にそれぞれ1部ずつ備え付けておくこととする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、受託者は、水質検査の結果を得たときには、速報値として電子ファイルにより直ちに委託者に当該結果を報告するものとする。
- 4 文書による報告においては、水質検査の結果のほか、次の各号に定める事項も併せて報告するものとする。
  - (1) 各採取箇所において撮影した、試料の採取日時、採取箇所及び採取状況が確認できる写真
  - (2) 各採取箇所において、水質検査の結果に影響を与える可能性がある異常が確認された場合には、当該異常の状況及び考えられる水質検査の結果への影響の報告
  - (3) ダイオキシン類の測定結果については、測定対象物質の検出が判断できるクロマトグラム
- 5 前項に定めるもののほか、水質検査の結果には、次の各号に定める情報を付記するものとする。
  - (1) 地下水の水質検査の結果について、一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の最終処分場に係る水質検査の方法（平成10年環境庁・厚生省告示第1号）第1号において準用する平成9年3月環境庁告示第10号別表に該当する項目については、同表に掲げられた当該項目の基準値
  - (2) 放流水の水質検査の結果について、基準省令別表第1の上欄に該当する項目がある場合には、同表に掲げられた当該項目の基準値

(打合せ)

第23条 受託者は、作業を円滑に遂行するため契約締結後に委託者と打合せを行わなければならない。その他必要に応じて充分打合せを行い、作業の手戻りなど遺漏のないよう努めなければならない。重要な指示又は打合せ事項については、その内容を打合せ簿に記録し、指示のあった日又は打合せを行った日から概ね14日以内に委託者の確認を受けることとする。

(その他)

第24条 受託者は、この委託の完了後といえども、業務内容及び成果品に不備が発見された場合は、受託者の責任のもと、受託者の負担において、速やかに必要な措置を講じなければならない。

- 2 受託者は、この委託に係る業務の履行に伴い知り得た事項について、第三者に漏らしてはならない。
- 3 前項の規定は、この委託に係る業務の完了後においてもこれを適用するものとする。